

第 25 防災センター等の基準

新旧対照表

第 8 次 改 訂 版	根拠条文等・考え方	改 訂 案	根拠条文等・考え方
<p>(本文) (略)</p> <p>(A 欄 用途・規模の区分) (略)</p> <p>(A 欄 構造等の基準)</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 直接地上に通ずる出入口から防災センター等の出入口に至るまでの通路（以下「防災センター等用通路」という。）とその他の部部とを次に定める構造により区画し、防災センター等用通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料とし、かつ、その下地を不燃材料で造った場合は、4及び5によらないことが<b>出来る</b>。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 区画を貫通する給排水管、配電管その他の管は建基令第 129 条の 2 の 5 第 1 項第 7 号イ、ロ若しくはハに規定する構造とすること。なお、風道は建基令第 112 条第 16 項に規定する構造のダンパー（温度が急激に上昇した場合のみ自動的に閉鎖するものを除く。）を設けること。</p> <p>4 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 規則第 5 条の 2 第 2 項（第 2 号を除く。）に適合するものであること。</p> <p>5～16 (略)</p> <p>(B 欄 用途・規模の区分) (略)</p> <p>(B 欄 構造等の基準) (略)</p> <p><u>(表中 C 欄全体を追加)</u></p>		<p>(本文) (現行に同じ。)</p> <p>(A 欄 用途・規模の区分) (現行に同じ。)</p> <p>(A 欄 構造等の基準)</p> <p>1～2 (現行に同じ。)</p> <p>3 直接地上に通ずる出入口から防災センター等の出入口に至るまでの通路（以下「防災センター等用通路」という。）とその他の部部とを次に定める構造により区画し、防災センター等用通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料とし、かつ、その下地を不燃材料で造った場合は、4及び5によらないことが<b>できる</b>。</p> <p>(1) (現行に同じ。)</p> <p>(2) 区画を貫通する給排水管、配電管その他の管は建基令第 129 条の 2 の 4 第 1 項第 7 号イ、ロ若しくはハに規定する構造とすること。なお、風道は建基令第 112 条第 21 項に規定する構造のダンパー（温度が急激に上昇した場合のみ自動的に閉鎖するものを除く。）を設けること。</p> <p>4 (現行に同じ。)</p> <p>(1) (現行に同じ。)</p> <p>(2) 規則第 5 条の 3 第 2 項（第 2 号を除く。）に適合するものであること。</p> <p>5～16 (現行に同じ)</p> <p>(B 欄 用途・規模の区分) (現行に同じ。)</p> <p>(B 欄 構造等の基準) (現行に同じ)</p> <p><u>(C 欄 用途・規模の区分) ◆</u></p> <p><u>A 欄及びB 欄に掲げる以外の令別表第 1 に掲げる防火対象物。</u></p> <p><u>(C 欄 構造等の基準)</u></p> <p><u>A 欄の 1, 3 から 5 まで及び 9 を準用すること。</u></p> <p>(以下、省略)</p>	<p>文言修正</p> <p>参照誤り修正 参照誤り修正</p> <p>参照誤り修正</p> <p>S44 消防予第 248 号+指導基準</p>

第 7 次改訂版において、C 欄で準用していた A 欄の基準は、1 から 5 まで、9 及び 10 で、それ以外に 2 項目（前面の操作空間 1m、防災センター等とその他の部分の区画）あった。

昭和 44 年消防予第 248 号の運用基準に対応する基準は、A 欄の 1, 4, 5, 9 で、厳しい基準である 3 が可能なら 4 及び 5 は適用不要なので、準用するのは 1, 3, 4, 5, 9 とする。

2 は、C 欄対象の建物規模という前提を考慮すると、1, 4, 5 で操作者の避難面では 248 号通知の「安全に避難ができ」という趣旨には不足はないことから、準用しないこととする。

10 は、職員室などのように防災センター等専用室とできない場合には適用できないこと、C 欄対象の建物規模に対して専用スペース確保は困難な状況も想定されることから準用しないこととする。

第 7 次改訂版で A 欄の準用以外の 2 項目については、

- ・前面の操作空間 1m…点検及び操作のための空間自体は必要で、A 欄の 6 に対応する位置づけの基準だが C 欄では当該 6 を準用していない。しかしながら、「第 14 非常警報設備の技術基準」1, (3)で同内容が規定されているため、削ることとする。
- ・防災センター等とその他の部分の区画…248 号通知の区画の運用基準としては設置場所の不燃区画までしか求めておらず、構造的には A 欄の 9 を準用することで足り、不燃区画レベルで開口部に常閉を求めるのは指導基準という位置付けとしても厳しい印象であること、他都市の放送設備の基準と比しても厳しい基準であることを考慮し、削ることとする。

これらを踏まえて C 欄を設けることに伴い、「第 14 非常警報設備の技術基準」1, (4)に、則 25 の 2-2-3-トにおける「防火上有効な措置を講じた位置」の解釈は「第 25 防災センター等の基準」による旨をなお書きで追加する。